

令和7年3月21日

白河市教育委員会

3月定例会会議録

令和7年3月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年3月21日（金）
開 会 午後3時
閉 会 午後4時23分

場 所 白河市役所 地下第1会議室

報告事項

- （１）教育長報告
- （２）各課所報告

議 事

- 議案第4号 白河市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則
- 議案第5号 白河市教育委員会事務局等処務規程等の一部を改正する規程
- 議案第6号 白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則
- 議案第7号 令和7年4月1日付け白河市教育委員会職員人事異動について
- 議案第8号 令和7年度白河市教職員人事異動について

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1 番委員 高橋 顕 2 番委員 北條 睦子
3 番委員 沼田 鮎美 4 番委員 瀧澤 学

○ 欠席委員 なし

○ 出席説明員

教 育 部 長	佐藤 伸	教 育 総 務 課 長	鈴木 亮
学 校 教 育 課 長	仁科 英俊	生涯学習スポーツ課長	吉田 貴子
中 央 公 民 館 長	松本 美紀	図 書 館 長	中沢 孝之
健康給食推進室長	和知 秀年	学 校 教 育 課 主 幹	上野 康生

○ 書記

教育総務課総務係長 鈴木 一寿 教 育 総 務 課 主 査 大塩 健一

○ 傍聴人 なし

【午後 3 時 開会】

日程第 1 開 会

○教育長

これより令和 7 年白河市教育委員会 3 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

次に日程第 2 会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により、本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に日程第 3 書記の指名を行います。書記には教育長において、鈴木教育総務課総務係長、大塩教育総務課主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

次に日程第 4 教育長報告に入ります。それでは、報告いたします。

小学校・中学校の卒業式で告辞をしていただきありがとうございました。インフルエンザが流行っておらず多くの児童生徒の参加のもと、それぞれの学校で思いのこもった式になったと思っております。

本年度の卒業生の人数ですが、白河市全体で中学校は 5 0 2 名、小学校は 4 3 7 名となっております。昨年度に比べて中学校で 5 名、小学校で 8 8 名の減少となっております。なお、来年度の入学生の人数は、3 月 1 9 日現在で、小学校 4 1 8 名、中学校 4 3 6 名で本年度に比べて小学校で 7 名減、中学校で 8 6 名減となっております。

本日の定例会は本年度最後となりますが、いつも真剣にそして、前向きの姿勢で臨んでくださる委員の皆様方に感謝申し上げます。

4 月からの組織改編により通常より多い人事異動となりますが、新たな組織となりましても、さらに充実した教育行政を推進してまいりたいと思いますので皆様方のお力添えのほどよろしくお願いします。

日程第 5 議事

○教育長

次に日程第 5 議事に入りますが、今回提案しました議案第 7 号及び議案第 8 号の人事案件と、各課所報告の「令和 6 年度白河市学力調査の結果について」は、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、非公開として後ほど審議することといたします。

それでは、議案第4号「白河市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

議案書の1ページをご覧ください。議案第4号「白河市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則」についてご説明いたします。説明に先立ち、4ページの「令和7年度組織機構の見直し概要」及び次ページの「組織機構の新旧対照図」をご覧ください。組織機構の見直しにつきましては、昨年11月定例会において、議案第43号「白河市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について」の中で、教育委員会の権限に属する事務のうち、公民館及びスポーツに関する事務を市長部局へ移管することなどを協議し、市長へ異議がない旨を回答しております。その後、12月議会で条例案が可決されましたので、教育委員会に係る部分を改めて説明いたします（以下教育委員会、市長公室に係る組織機構の見直しの概要について説明）。

それでは3ページをご覧ください。こちらが本規則の概要となります。まず改正の理由ですが、本規則は白河市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、教育委員会に属する事務の移管に影響を受ける教育委員会規則の改正及び廃止を行うものです。改正の内容ですが、本規則は第1条から第4条におきまして、同規則の改正、また第5条におきまして、12の規則を廃止としております。第1条は事務局組織規則の一部改正になります。生涯学習スポーツ課及び少年センターを廃止し、分掌事務の整理を行うものです。また第2条は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正になります。こちらは教育委員会に権限を残したまま、当該事務を市長部局の職員に執行させるため、同規則に定める補助執行させる事務の名称及び補助執行させる職員の整理を行うものです。第3条は、奨学生選考審査会規則の一部改正になります。第1条の事務局組織規則の改正に伴いまして、引用する条番号の整理を行うものです。また第4条は、社会教育委員の会議運営に関する規則の一部改正です。令和7年4月1日より社会教育委員に関する事務は市長部局が補助執行することになります。これに際して、社会教育法で定める社会教育委員の職務を明らかにすることや、職務権限の特例によって事務を移管することになるスポーツや公民館、また、既に移管をしている文化振興といった社会教育につきましても、社会教育委員が助言できるように規定をすることで、社会教育委員の役割の維持・拡大も図るために、新たに審議事項を明記するものです。そして第5条ですが、こちらは少年センター条例施行規則などの廃止になります。少年センターをはじめ、公民館やスポーツ関連の規則など12の規則を廃止するものです。次に施行期日ですが、令和7年4月1日から本規則は施行いたします。最後に本規則の新旧対照表は5ページから11ページにございます。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○高橋委員

これまで部活動地域移行、PTA、地域学校協働活動の業務を生涯学習スポーツ課で行っていたと思いますが、それらが教育総務課と学校教育課に残るというかたちですが、業務が増えた分、人的な配置についてのカバーはあったのでしょうか。

○教育総務課長

人事異動につきましては別の議案としてこの後説明いたしますが、教育総務課と学校教育課の事業が増えますので、増員の要望をしていたとおりの配置になります。

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号「白河市教育委員会事務局等処務規程等の一部を改正する規程」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは議案書の12ページ、13ページをご覧ください。議案第5号「白河市教育委員会事務局等処務規程等の一部を改正する規程」についてご説明いたします。13ページをご覧ください。規程の概要となります。まず改正の理由ですが、本規程は白河市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴いまして、教育委員会に属する事務の移管に影響を受ける規程の改正を行うものです。次に改正の内容ですが、第1条から第3条において、3つの規程を改正します。第1条につきましては、事務局等処務規程の一部改正になります。組織機構の見直しに伴いまして、生涯学習スポーツ課などの発送文書の記号の削除を行うほか、少年センターの事務委任の解除によりまして、教育委員会に出先機関がなくなることから、出先機関に係る規定の削除を行うもの、またその他様式の文言整理を行うものが第1条となっております。第2条につきましては、事務決裁規程の一部改正になります。事務局組織規則の改正に伴う引用条項の整理のほか、生涯学習スポーツ課をはじめ各公民館、出先機関などに係る規定の削除を行うものです。第3条につきましては、公印規程の一部改正になります。各公民館及び中山義秀記念文学館に係る公印について削除を行うものです。

次に施行期日は規則と同様に令和 7 年 4 月 1 日となります。最後に本規程の新旧対照表については 1 4 ページから 2 3 ページのとおりです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第 5 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第 6 号「白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

それでは 2 4 ページになります。議案第 6 号「白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」について説明をさせていただきます。3 2 ページをお開きください。概要について、こちらで説明をさせていただきます。改正の理由ですが、小中学校の校長及び職員の休暇等の手続きについて、規則で引用する職員の勤務時間、休暇等に関する規則において、追加された不妊治療休暇と、末梢血幹細胞移植の登録、提供の休暇に係る条項の整理と、制度が見直された介護休暇、介護時間の請求に係る条項及び様式の整理をするものです。改正の内容ですが、休暇等の手続きを定める第 2 3 条の改正をいたします。第 2 3 条第 2 項第 1 1 号に「不妊治療休暇」を追加、第 2 3 条第 2 項第 1 5 号の「骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇」を、「骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供の休暇」に改正をいたします。また、第 2 3 条第 1 1 項に介護時間願による承認の規定を追加いたします。様式の改正につきましては記載のとおりです。施行期日は公布の日です。新旧対照表につきましては 3 3 ページから最終ページまでとなっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6「各課所報告」に入ります。

それでは、行事報告、行事予定について、教育総務課から順次報告をお願いします。

(教育総務課長から順次報告)

○教育長

その他各課所からございますか。

(学校教育課長よりタブレット端末更新時期について報告)

○教育長

それでは、これより一般質問に入ります。各課所報告及び本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○高橋委員

白二中の学校運営協議会で、タブレットの使用状況について教頭先生にお聞きしました。教育委員として他校の授業参観をしたときに、欠席した生徒に配信する取組みをやっていて、白二中ではどうなんですかと聞いたところ、やっていますとは言っていたんですが、それにかかる人がいないので、定点でしか配信できなかったり、機材もぎりぎりなので、校長先生、教頭先生のタブレットを使っていたり、なかなか余裕を持ってやれない状況のようで、もう少しリアルな姿があればいいんだけどというような保護者のニーズに少し対応しきれていないようです。人的な問題については仕方がないことだと思うのですが、機材等については、例えば教員が手元でコントロールできるような仕組みとか、そういうふうなものが何かないのかなと思いましたが、お金のかかることですし、難しいと思いますが、機材を増やすことはできるんでしょうか。

○学校教育課長

今のところ子供の分と、あと最初は教員分は認められていなかったんですけど、なんとか教員分も認められるような、そういう状況になってきているっていうところはあるんですけども、予算のかかることなのでプラスっていうのはなかなか難しいのですが、ある小学校の例としましては、定点で黒板や先生の方を向けるんですけど、オンラインでやりとりしているので、こっちの子が黒板が見えないからちょっとずらしてなんて言って、隣にいる子がずらしてくれたりとか、休んでいる子もそうやってコミュニケーションを取りながらやっているような学校もあります。動かすのは人的なもので操作はアナログになってしまいますけれど、そうやってコミュニケーションをとりながら、「もうちょっと上向けてくれる」とか、「黒板の右に移ったからちょっと右に動かして」とか、そういうふうなやりとりができた方が、かえって子供同士のコミュニケーションも取れて、なんかいい姿だなあと思って見ていたっていう事例もありますので、その辺は工夫次第かなっていうところもあるかなっていうふうに思います。

○高橋委員

そうですね。おっしゃるとおりだと思います。子供自身が自分の仲間っていうことで意識して、親切にやってくれるっていうことはいいことだと思うので、いいアイディアだと思います。教頭先生にそういうことをやっている学校があることを伝えたいと思います。ありがとうございました。

○沼田委員

公民館主催教室の募集について、QRコードからの申込数の結果が出ていたら教えていただけますか。

○中央公民館長

QRコードでの集計ですが、まだ4館すべては取りまとまっていないんですが、中央公民館に関しては、申込み総数が441のうち139件がQRコードで行われました。年齢層ですが、40代の方はもちろんなんですが、80代の方も5名ほどいました。70代においては、何と50名の方がQRコードを使ってくれたという結果で、ご高齢の方もQRコードに最近馴染んできているのかなという印象を受けました。

○沼田委員

ありがとうございます。意外な結果でびっくりしているんですけども、こういったことをご年配の方も覚えると、もっとこう行きやすくなると思いますので、公民館の方はもう教育委員会から離れてしまいましたが、みんなが楽しめるような、そういった教室をこれからも作っていただいて、スマホ教室なんかもどんどん増やしていただけたらいいのかなと思います。どうもありがとうございます。

○北條委員

東図書館の行事予定で3月22日に「本を借りて、ミニオンを観よう！」の行事がございますけれども、小野田小の校長先生が、本を借りる子が多くなったとおっしゃってまして、すごく喜んでいました。あと友人の娘さんなんかも、ミニオンを観るために本を借りているようでしたので、何かこういうきっかけがあって本に親しむってというのはいいことだと思いますし、やっぱり本を手にとって活字を読むっていうのはすごくいいことだと思います。図書館長がいろいろ企画して頑張っていらっしゃるので、東の方は本当に幸せだなと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○市立図書館長

ありがとうございます。刺激を受けて他の地域間、あるいは市立図書館もいろいろ考えていきたいと思っております。

○教育長

これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7その他に入ります。各課所の取組や課題などについて、ご意見、ご質問等がありましたら、この場で取り上げたいと思いますが、何かございますか。

○瀧澤委員

中学校と小学校の卒業式に参列させていただいた感想です。まず中学校は白二中の卒業式に参列させていただいたんですが、大変感動できる卒業式だったかなと思います。以前に定例会で沼田委員さんからも話がありましたが、今の子供たちは「揚げば尊し」について、どう感じているのかなと思いついて、私の年齢はどちらかっていうとそっち派ですが、でもよく考えると、そっち派の人間は会場の中にほとんどいないんだなと思ひまして、そのあとの「旅立ちの日に」ですが、歌に感情がこもっていて、子供たちの様子ってやっぱり違うんだなと感じました。最後に閉会してから1曲、それは子供たちが自分たちで作った曲ということで、これもすごく気持ちが入っていて、参列した方はすごく感動したんじゃないかなと思います。子供たちの思い出に残る、子供たちが感動する卒業式にするためにも、新たなステップを踏むためにも、ただその流れでやるのではなくて、その辺について考えながらやっていただけるといいのかなと思いました。

次に小学校ですが、白一小の卒業式に参加させていただいて、「揚げば尊し」と「蛍の光」、これは学校で決まっているのかもしれないですけど、私は歌わされているっていう感じを受けまして、できればですが、それは残さなければいけないのであれば、あと1曲、2曲入れると、また違うのかなって個人的な考えですけど、それはすごく感じました。

それと白一小ですが、とても寒かったです。体育館はすごく寒いし、特に廊下の寒さがすごくて、教頭先生に聞きましたが、「いつもこうなんです」と話していました。子供たちは寒いところに強いのかもしれないですが、ずっと通っている子供たちは鍛えられるのかなっていう見方もあるかもしれませんが、寒すぎると感じましたので、暖房について何か燃料費とか、何かできるんじゃないかなって思いましたので、これから新しい校舎を建てていくっていうこともあるので暖房にお金をかけるのがなかなか厳しいかもしれませんが、最低限の何かはあってもいい学校なのかなとは感じました。

○沼田委員

私も卒業式のことをお話しさせていただければと思うんですけども、今日、白三小の卒業式に参列させていただきましたが、外国籍の方が4名いらっしゃるということで、校長先生方、子供たち、あとはボランティアの方たちもいて、学校みんなで力合わせてその外国籍の方のサポートをしてきたみたいな話を聞いて、うちの方の学校とは全然雰囲気が違うなっていうのを感じまして、外から来た人への対応とか、あとはその多様性をすごく認めている学校だなっていうふうに思いました。親もすごく一生懸命で、広報紙1つをとってもすごく一生懸命作られているんだと感じられました。田舎の方は子供たちがそういったものに関わる機会が少なくて、多様性を認められない傾向にあるのかなと思いますが、何かそれに対して今日の小学校は、みんなで受入れ体制ができていて、校長先生とか教頭先生とか、革命的な人が田舎にこないと、なかなか変わるきっかけがないのかなって思ひまして、ぜひそういうふうな人員配置も含めて、何か今後考えてもらえたらなと思いました。

○北條委員

音楽療法士の近藤美智子先生の話聞く機会を得まして、かなり有名な方で、YouTubeで見られることもでき、すごく感動しますので、ぜひ皆さんも一度はご覧になっていただきたいと思います。もう本当に舞台に引きつけられまして、これを白河の子供たちとか、それから大人の方にこの舞台を鑑賞していただいて、先生と関わることができたら本当にいいだろうなと思いました。そういう方を招へいしていただくことはできるのでしょうか。

○学校教育課長

招へいすることは不可能ではないと思いますけれども、その目的と活動によってということになってくると思います。白河市の方でも、そういうものについては生涯学習スポーツ課の方で、演劇も含めて行っていますし、あとはコミネスの方でも、そういうイベントは実際に行っております。ですからその辺については検討する必要があると思いますけれども、そういう心に響くような、子供たちの心が豊かになるような、そういう活動は白河市でも行っていますので、その中の1つとして、候補として考えることができると思いますけれども、具体的にやれるとか、やれないとかっていうのは、はっきりお答えはできませんが、実際に白河市でも行っているところではあります。情報についてありがとうございます。

○教育長

それでは、残りの案件について審議に入りたいと思いますので、これより非公開といたします。

(以下非公開)

○教育長

それでは、以上で白河市教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。

【午後 4 時 2 3 分 閉会】